

令和7～9年度 尾道市物品購入等競争入札参加資格審査申請の手引き (定期申請) (電子申請システムでの申請用)

令和7～9年度の尾道市（上下水道局、市民病院、みつぎ総合病院、尾道市立大学を含む）における物品購入（印刷物、修繕を含む）、業務委託（建設工事関係を除く）、賃貸借の競争入札（随意契約を含む）に参加するための資格を審査し、適格者を認定します。

今回、申請方法をはじめ手続き内容を大幅に変更しています。手引きの内容をよく確認し、申請を行ってください。

申請手続きの概要

- 電子申請システムの画面上で必要事項を入力、資料を電子データで添付
 - ※ 電子申請システムでうまく申請できない場合は「電子申請システムで申請できない場合について」（手引き5ページ目の最後）をご覧ください。
 - ※ 書面での提出を希望される場合は、「書面での提出用」をご覧ください。

申請日程

申請受付期間	令和6年11月11日（月）8時30分から12月6日（金）17時15分まで
--------	--------------------------------------

- 申請の不備や書類不足があった場合は、個別に連絡します。
- 申請事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。様式等は尾道市のホームページをご確認ください。
- 今回申請できなかった場合は、令和7年5月以降に随時申請を受け付けます。詳細は、令和7年4月以降に尾道市のホームページにて告知します。

資格認定できない者

- 次のいずれかに該当する者は、申請できません。
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 虚偽の申請をした者
 - (3) 申請時に尾道市に納付すべき市税の滞納がある者並びに納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (4) 当該営業に関し許可、認可、登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当する者

認定について

- 資格の有効期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなります。
- 令和7年4月1日に尾道市のホームページで登録業者名簿を公表します。名簿への登録をもって、資格の認定とします。なお、個別通知はしませんのでホームページでご確認ください。

電子申請の注意事項

- 申請完了後、整理番号とパスワードが記載されたメールが発行されます。整理番号とパスワードは申請の修正に必要ですので、忘れないようにしてください。
- 申請を受理した際に、電子申請システムを通じて受理通知メールが送付されます。数日経っても受理通知メールが来ない場合は、ご連絡をお願いします。

問い合わせ先

尾道市役所 企画財政部財政課 用度係
電話 (0848) 38-9324 / FAX (0848) 38-9319

申請にかかる添付資料

添付資料一覧

資料		添付の対象者
①	申請様式1-5「契約実績・許認可の確認」	全員
②	登記簿謄本、身分証明書	全員
③	財務諸表、収支内訳書又は青色申告決算書	全員
④	消費税及び地方消費税納税証明書	全員
⑤	尾道市市税完納証明書	本店または営業所が尾道市内にある者
⑥	代理店、特約店等証明書	様式1-4の「取扱メーカー」に記載した者 ※自社ブランドの場合は不要です
⑦	許認可証、登録証	様式1-5の「許認可」に記載した者

※R4年度から、実印や使用印の登録は不要となりました。

※申請様式1-1～1-4、2及び3は、電子申請での入力項目となります。

①申請様式1-5「契約実績・許認可の確認」

- 市HP「令和7～9年度物品購入等競争入札参加資格審査申請（定期申請）の受付について」内の「ダウンロード」に書式があります。

尾道市HPアドレス⇒<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>

* トップページ>ビジネス・産業>物品購入・修繕(入札・契約)>入札参加資格審査申請(物品購入・修繕)
>令和7～9年度尾道市物品購入等競争入札参加資格審査申請(定期申請)の受付について

②登記簿謄本、身分証明書

- 会社や個人の証明（3か月以内に発行されたもの）
- （法人の場合）登記簿謄本
法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- （個人の場合）身分証明書
本籍地の市区町村が発行する身分証明書
※運転免許証やマイナンバーカード等は不可

③財務諸表、収支内訳書又は青色申告決算書

- 営業実績
- （法人の場合）直前、最新の財務諸表の貸借対照表及び損益計算書
- （個人の場合）前年の青色申告決算書（損益計算書及び貸借対照表）又は収支内訳書

※申請時に上記各書類が作成されていない場合は、同様の様式により直近までの営業実績書を作成し、提出してください。

この場合、当該書類が作成され次第提出してください。

④消費税及び地方消費税納税証明書

⑤尾道市市税完納証明書

- 納税に関する資料（3か月以内に発行されたもの）
- 消費税及び地方消費税納税証明書
- ・管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）を添付してください。「その3の2」または「その3の3」でも構いません。
 - ・消費税等の納税義務がない場合でも、納税証明書「その3」は交付されますので提出してください。
- ※納税証明書に未納額が記載されている場合は、当該金額を納入したことがわかる領収書等又は猶予されていることがわかる書類を添付してください。
- ※納税証明書を取得される場合は、電子納税証明書をご活用ください。詳しくは国税庁のHPをご覧ください。

国税庁HP (https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm)

○尾道市市税完納証明書 ※本店または営業所が尾道市内にある場合のみ

- ・市に納付すべき市税の完納証明書（本店名義）
- ・個人代表者名義の完納証明書

※無申告の場合は、納付すべき市税を完納したとはみなしません。

※市税完納証明書は、市役所及び各支所で取得できます。取得の際は以下の点に注意してください。

- ・市税の納付確認には、納付の確認に時間がかかりますので、2週間以内に納付された場合は、領収書など納付の確認ができるものを持参してください。口座振替をされている方で、納期限から2週間以内に請求される場合は、振替の確認できる通帳(記帳されたもの)を持参してください。
- ・本人確認が出来る書類(運転免許証・保険証など)の提示が必要となります。
- ・代理人が請求される場合は、委任状と代理人の本人確認が出来る書類(運転免許証・保険証など)が必要となります。
- ・法人の場合は、納税証明請求書に代表者印を押印したものを持参するか、代表者印を押印した委任状が必要です。
- ・証明書の発行は、1枚につき300円必要となります。

⑥代理店、特約店等証明書

⑦許認可証、登録証

○営業に必要な許認可・登録等証明

○申請様式1-4「取扱物品の確認」に記載した項目の代理店、特約店等証明書を添付してください。

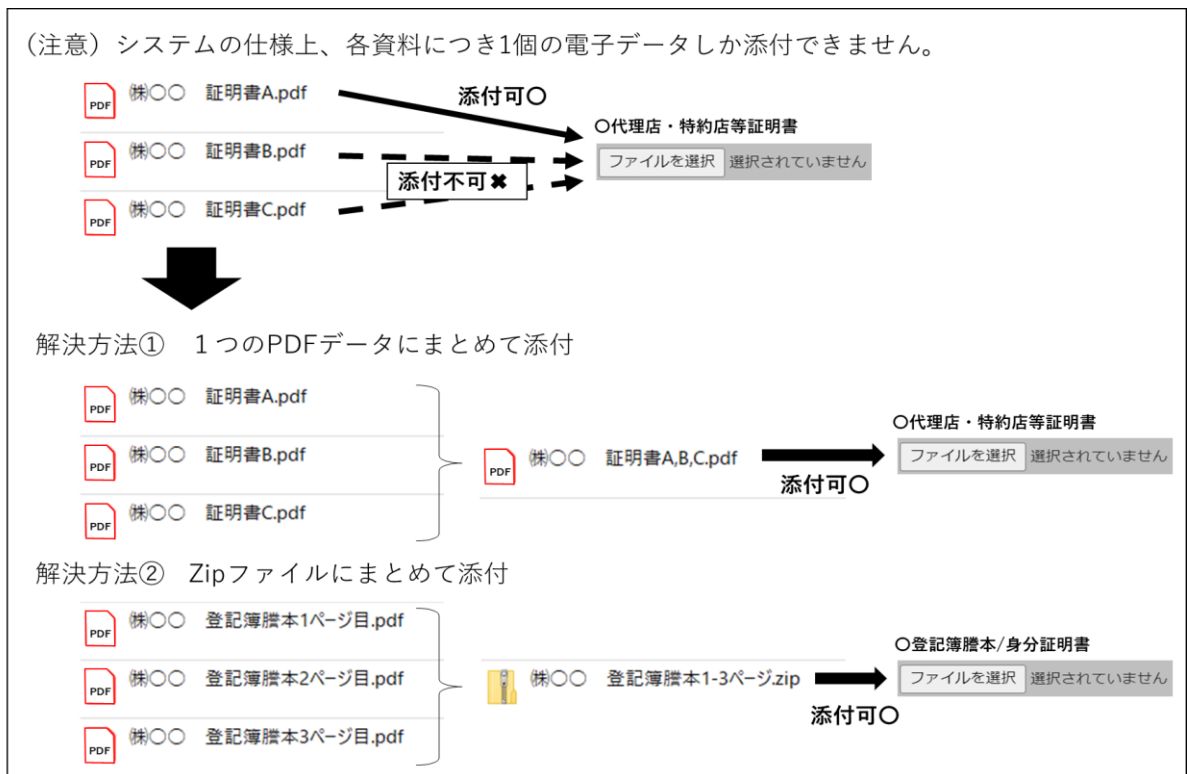
○申請様式1-5「契約実績・許認可」に記載した項目の許認可証、登録証を添付してください。

電子データ化について

- 申請様式1-5「契約実績・許認可の確認」はエクセル形式を添付してください。
- 申請様式3「尾道市内に置く本店、支店・営業所等調べ」は本店・営業所等の外観及び内観の写真（JPEG、PNG等）をそれぞれ添付してください。
- その他の添付資料は、すべてPDF形式を添付してください。
- PDF形式にできないものは、写真（JPEG、PNG等）を添付してください。
- 各ファイル名を次の例のように変更してください。
 - (例1) 「〇〇(株) 登記簿謄本」
 - (例2) 「有□□ 消費税及び地方消費税3-3」
 - (例3) 「△△株式会社 尾道市市税完納証明書」
- PDFにする主な方法
 - ① スキャナーで読み取りソフト等によりPDFに変換して保存
 - ② 文書作成ソフト、表計算ソフトからPDFに変換して保存
 - ③ スマートフォン等のPDF変換アプリで撮影して変換して保存
- 資料の電子データ化が難しい場合は、書面で提出することも可能です。添付資料をアップロードする項目で、「郵送などで提出する」を選択し、原則郵送で提出してください。

電子データ化の注意事項

- 電子申請システムの仕様上、各資料ごとに添付できる電子データ数は1個となります。
- 1つの資料に対して2個以上の電子データある場合は、1つのPDFデータにまとめるか、Zipファイルで添付してください。



建設工事等、物品購入等の両方の登録申請を希望する場合

- 建設工事等及び物品購入等の業者登録を両方希望する人は、先に建設工事等の申請をした後、物品購入等の申請をしてください。
- 申請内の「尾道市の令和7・8年度建設工事等入札参加資格についての確認事項」で該当項目を選択してください。
選択後、自動的に不要な項目は入力できなくなります。電子申請システムの画面上で入力可能な項目のみ入力してください。
- 添付資料を一部省略できます。添付する必要がある資料は下の表のとおりです。

【○は必ず添付、△は該当する場合のみ添付】

必要資料		修繕のみ希望	物品や役務も希望	物品や役務のみ希望
①	申請様式1-5「契約実績・許認可の確認」		○	○
②	登記簿謄本、身分証明書			
③	財務諸表、収支内訳書又は青色申告決算書			
④	消費税及び地方消費税納税証明書			
⑤	尾道市市税完納証明書			
⑥	代理店、特約店等証明書		△	△
⑦	許認可証、登録証		△	△

市内業者の認定について

- 市内業者認定基準を改正しました。
主な変更点は、次のとおりです。
 - (1) 営業所（本店、支店、営業所等。以下同じ）に必要な備品からFAX受信機器を削除しました。
（説明）ペーパーレス化の観点からFAXの必要性が減ってきているので、認定基準から削除しました。
- 申請様式3「尾道市内に置く本店、支店・営業所等調べ」により、市内に本店を置く継続登録業者以外を審査します。
 - ・ 申請様式3「尾道市内に置く本店、支店・営業所等調べ」に、本店・営業所等の外観及び内観の写真を添付してください。
 - ・ 尾道市内に本店を置く継続登録者*は提出を免除します。
*継続登録者とは「令和4～6年度物品購入等競争入札参加資格者名簿」に登録していた者です。

申請事項に変更があった場合について

- 申請から令和10年3月31日までの間に、申請事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。
- 変更届の様式や提出方法及び添付書類は、尾道市のホームページをご覧ください。
尾道市HPアドレス⇒<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/>
* トップページ>ビジネス・産業>物品購入・修繕(入札・契約)>入札参加資格審査申請(物品購入・修繕)>物品購入等競争入札参加資格審査申請変更届(物品購入等)

その他

- 市内業者優先発注について
本市では、地元業者育成の観点から条件付一般競争入札の参加条件の設定や指名業者の選定等に際しては、原則として市内業者を優先しています。
- 入札指名について
この申請に係る資格は、競争入札に参加することができる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。
- 環境への配慮について
本市では、令和2年11月に「尾道市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに尾道市内の二酸化炭素（CO2）排出量実質ゼロを目指しています。また、国連が推奨するSDGsやグリーン購入の推進に取り組んでいます。
本市の取組みの趣旨をご理解いただき、本市の登録業者となりましたら、物品やサービスの提供にあたっては、環境配慮型製品の選択、廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取組みに努めてくださいますようお願いいたします。

電子申請システムで申請できない場合について

- 電子申請システムにアクセスできない、うまく作動しない等の理由で申請できない場合は、【書面での提出用】申請書様式第1～3号 [PDFファイルまたはExcelファイル] を印刷してください。
- 申請書に必要な事項を記入してください。
- 送付票に必要な事項を記入してください。
- 提出書類と合わせて郵送で提出してください。 ※12月6日消印有効

提出先

722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所 企画財政部財政課 用度係
※申請書送付の際、封筒表面に「資格審査書類在中」と記載してください。
※申請書の提出は、原則郵送です。

申請書作成相談について

- 下記日程、予約制で開催します。申請書の作成、添付書類の取得など不明な点をご相談ください。

開催日程 : 11月13日（水）から11月26日（火）まで（土日祝を除く）
場 所 : 尾道市役所 本庁 3階 第2会議室
時 間 : 9：00～12：00、13：00～16：30
予約方法 : 前日までに電話でご予約ください。
予約電話番号（財政課用度係）0848-38-9324